

新型コロナウイルス感染拡大防止に対する新富町の対応方針(改定案)

令和2年5月15日(令和2年7月16日改訂)

宮崎県内において新型コロナウイルスの感染者が確認された時の新富町の対応方針について、次のとおりとします。

基本的な方針としては、県の対応方針や医療機関等の対応状況等を踏まえて総合的に検討することとします。

また、制限を解除する場合であっても収束するまでの間は、町民の皆さまにおかれましては、政府や専門家会議が示した「**多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例**」や「**新しい生活様式**」等の感染拡大防止対策を徹底してください。

制限や規制の目安等については以下のとおりとし、休業期間等は感染が確認された日を起算日とします。

	対応方針等(感染者の居住地等により下記のとおり区分を分ける)			
	宮崎県内で発生(当該圏域外) (警戒レベル1)	西都市・児湯郡圏域で発生 (警戒レベル2)	町内で発生(市中感染の恐れなし) (警戒レベル3)	町内(役場、学校、保育園等)で集団感染 (警戒レベル4)
公共施設・公共交通機関				
役場本庁舎 新田支所 上新田地区町民サービスコーナー	通常どおり		役場内での感染については次のとおりとする ①感染者の所属する部署を3日間閉鎖する(この間、消毒作業を実施) ②住民票発行等の窓口業務については、支所、上新田地区町民サービスコーナーでの対応を実施 ③4日目以降は、役場内経験者等の配置により対応する ④庁内全課(局・室)において2班体制による在宅勤務を実施する	
総合交流センター「きらり」 図書館・文化会館 新田公民館 上新田学習館 体育館・運動広場・公園 地区集会所 温泉「サン・ルピナス」 コミュニティーバス	①全国から不特定多数の人々が集まる大規模なものや、「三つの密」が同時に重なるもの、リスク対応が整わないものについては制限を行う ②団体利用やイベントの利用は、収容人数50%以下までとする ③きらりの図書館及び回廊は、名簿に記入のうえ、手指の消毒をして利用する。 ④調理室(きらり、文化会館、新田公民館、上新田学習館)は、当面の間利用を制限する	閉鎖 ※町内において、最後の感染者が確認されてから2週間程度		
	感染拡大防止対策を徹底したうえで通常どおり	運行中止 ※町内において、最後の感染者が確認されてから2週間程度		
町立小中学校	臨時休業なし	感染者及び濃厚接触者に児童生徒、保護者、教職員が含まれず、市中感染の恐れがない場合 臨時休業なし	濃厚接触者に児童生徒、保護者、教職員が含まれる場合(り患の恐れあり) 対象の学年又は学校を臨時休業(原則3日間)	児童生徒、保護者、教職員が感染者と確認された場合 対象の学年又は学校、状況に応じて全校を臨時休業(期間は状況に応じて決定3日間~) ・当該児童生徒は出席停止 ・当該教職員は自宅待機 ※校内の消毒、感染経路の確認、濃厚接触者の特定等
部活動 スポーツ少年団	通常どおり	※不要不急の外出自粛、各学校において臨時休業への備え	情報管理の徹底、保健機関との連携強化	活動中止
保育園・幼稚園	通常どおり	感染者及び濃厚接触者に園児、施設職員が含まれず、市中感染の恐れがない場合 通常どおり開園	濃厚接触者に園児、施設職員が含まれる場合 通常どおり開園 濃厚接触者は2週間の自宅待機	園児、施設職員が感染者と確認された場合 当該施設の全部を休園 ※当該施設の休園期間(概ね2週間程度)は、県と協議の上、判断を行う ※家庭で保育に当たる方がいない場合は、町職員の保育士が「老人福祉センター」で対応する
放課後児童クラブ 一時預かり	学校が通常登校の場合は、放課後児童クラブで児童を預かる		臨時休業期間中は、学校若しくは次の施設で一時預かりをする 富田校区…老人福祉センター 新田校区…新田公民館 上新田校区…上新田学習館	
福祉施設・福祉サービス	通常どおり	(県の要請により制限あり)		
外出の制限				
県外の往来	感染流行地域への往来は慎重に行動する			
生活に必要な外出	クラスターが多発しているような場所や、「三つの密」のある場所へは外出を自粛する		不要不急の外出自粛を要請する	
町が主催するイベント・会議	感染拡大防止対策を徹底した上で開催する	中止又は延期、若しくはオンライン会議によるものとする		
町民への活動自粛要請				
地区集会の開催 町民グループの活動	感染拡大防止対策を徹底した上で開催する(基準は、公共施設のとおりとする)		中止又は延期を要請する	
事業活動	通常どおり (県から休業要請等、必要な範囲での自粛要請あり)		(県から休業要請等、必要な範囲での自粛要請あり) 町として独自に自粛の協力依頼をし、協力を支給する(2週間で10万円)	
町内の飲食店 (スナック、カラオケボックス等) 町内の飲食店(居酒屋等)				
ごみ収集	通常どおり			

(塗りつぶし部分は、制限や規制をかけるもの)